

# 移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 知的財産権

2021年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

海外調査部

#### 【免責条項】

本報告書は2021年2月19日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

## 〈目次〉

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1. EU 離脱前の制度概要                      | 1  |
| 2. 移行期間終了後に適用される制度の概要               | 1  |
| (1) 法的枠組み                           | 1  |
| (2) 移行期間終了後の知的財産権の変更点と留意点           | 2  |
| ①商標（EU 商標）                          | 2  |
| ②意匠（登録共同体意匠）                        | 4  |
| ③非登録共同体意匠                           | 5  |
| ④国際商標と国際意匠                          | 5  |
| ⑤特許                                 | 6  |
| ⑥特許制度における補充的保護証明書（SPC）              | 7  |
| ⑦英国と EEA 間の並行取引（知的財産権の消尽）           | 7  |
| ⑧著作権                                | 8  |
| ⑨地理的表示（GI）                          | 8  |
| ⑩英国での知的財産権保護にかかる国境措置                | 9  |
| ⑪その他の変更点と留意点                        | 10 |
| (3) 日英包括的経済連携協定に基づく日英間の知的財産権分野の取り決め | 11 |
| 3. その他参考情報                          | 12 |

## 〈図表目次〉

|  |    |
|--|----|
| 表 1：英国の EU 離脱に伴い制定された知的財産権分野の主な二次的立法         | 2  |
| 表 2：EU 商標番号の英国商標への置き換え例                      | 4  |
| 表 3：登録共同体意匠（RCD）番号の再登録英国意匠への置き換え例            | 5  |
| 表 4：日英包括的経済連携協定の知的財産権分野の取り決め（日 EU・EPA との相違点） | 11 |

## 1. EU 離脱前の制度概要

欧州の知的財産権保護制度は、各国単位で発達してきており、各国単位の知的財産制度が大きな比重を占めている。

特許に関しては、EU では、加盟国当局が付与する国別の特許のほか、欧州特許庁<sup>1</sup> (EPO : European Patent Office) が付与する「欧州特許」による保護を求めることができる。ただ、現行の欧州特許は、各国の特許を束ねたもので、実際の法的効力を持たせるためには、各国レベルでの有効化 (Validation) 手続きを経る必要がある。EU は、手続きの簡素化とコスト削減に向け、「欧州単一効特許 (Unitary Patent)」制度の確立を進めているところだが、まだその運用は開始されていない。

一方、商標と意匠の保護に関しては、加盟国単位の保護制度に加えて、EU 全体での保護を可能にする EU 法に基づく制度が確立されている。EU の機関である EU 知的財産庁 (EUIPO : European Union Intellectual Property Office) がスペインのアリカンテに設置され、EU 域内で通用する商標と意匠の登録を管轄している。EUIPO は、域内全体で効力を持つ「EU 商標 (EUTM)」と「登録共同体意匠 (RCD<sup>2</sup> : Registered Community Design)」を扱い、EUIPO への単一の出願手続きで、EU 域内で有効な EU 商標 (EUTM) と登録共同体意匠 (RCD) を取得することができる。EU 商標 (EUTM) に関しては、「EU 商標に関する欧州議会・理事会規則 2017/1001<sup>3</sup>」、登録共同体意匠 (RCD) については、「共同体意匠に関する理事会規則 6/2002<sup>4</sup>」を中心にその詳細が規定されている。

## 2. 移行期間終了後に適用される制度の概要

### (1) 法的枠組み

移行期間終了後の知的財産権に関しては、2019 年 10 月に EU と英国政府が合意した「離脱協定 (Withdrawal Agreement)<sup>5</sup>」の第 4 章 (第 54 条～第 61 条) で、その取り決め内容が示された。離脱協定では、EU 商標 (EUTM) および登録共同体意匠 (RCD)、非登録共同体意匠 (UCD : Unregistered Community Design)<sup>6</sup>、EU を指定して保護された商標と意匠の国際登録のいずれに対しても<sup>7</sup>、移行期間終了後の 2021 年 1 月 1 日に、同等の英国の権利を自動的に付与することなどが規定された。

離脱協定合意内容の既存の英国法への反映等、英国の EU 離脱に伴い必要となる改正内容

<sup>1</sup> 欧州特許庁は、EU とは独立した国際機関で EU の機関ではない。

<sup>2</sup> 単一の手続きで取得でき、EU 全域で保護される意匠。

<sup>3</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32017R1001>

<sup>4</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32002R0006&qid=1606213782899>

<sup>5</sup> [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/840655/Agreement\\_on\\_the\\_withdrawal\\_of\\_the\\_United\\_Kingdom\\_of\\_Great\\_Britain\\_and\\_Northern\\_Ireland\\_from\\_the\\_European\\_Union\\_and\\_the\\_European\\_Atomic\\_Energy\\_Community.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/840655/Agreement_on_the_withdrawal_of_the_United_Kingdom_of_Great_Britain_and_Northern_Ireland_from_the_European_Union_and_the_European_Atomic_Energy_Community.pdf)

<sup>6</sup> EU の非登録共同体意匠は、公衆の利用に供されることを要件として短期間の保護を提供するもの。出願と登録の必要はなく、当該意匠が EU 域内で初めて公衆の利用に供された日から 3 年間保護される。権利内容等は、共同体意匠規則 6/2002 で規定されている

<sup>7</sup> 特許に関しては各国で申請あるいは権利行使のための有効化が必要であるため、英国で特許の有効化がなされていれば、英国の EU 離脱は影響を及ぼさない。

を盛り込んだ第二次立法として、2019年には「2019年商標（改正等）（EU離脱）規則」を含む各種規則が、2020年9月には「2020年知的財産（改正等）（EU離脱）規則」が制定された（表1参照）。これらの第二次立法により、知的財産権に関連する既存の英国法（1949年登録意匠法<sup>8</sup>、1994年商標法<sup>9</sup>、1988年著作権・意匠・特許法<sup>10</sup>等）には、英国のEU離脱を受けて必要な改正・修正が加えられた。英国の知的財産権の所管当局は、英国知的財産庁（IPO: Intellectual Property Office）（以下EUIPOと区別するためUKIPOと表記する）が担う。

**表 1：英国のEU離脱に伴い制定された知的財産権分野の主な二次的立法**

| 法令名                                | 法令番号          | リンク   |
|------------------------------------|---------------|---|
| 2020年知的財産権（改正等）（EU離脱）規則            | 2020 No. 1050 | <a href="https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2020/1050/contents/made">https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2020/1050/contents/made</a> |
| 2019年特許（改正）（EU離脱）規則                | 2019 No. 801  | <a href="https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/801/contents/made">https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/801/contents/made</a>   |
| 2019年意匠および国際商標（改正等）（EU離脱）規則        | 2019 No. 638  | <a href="https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/638/contents/made">https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/638/contents/made</a>   |
| 2019年知的財産権（著作権と関連する権利）（改正）（EU離脱）規則 | 2019 No. 605  | <a href="https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/605/contents/made">https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/605/contents/made</a>   |
| 2019年商標（改正等）（EU離脱）規則               | 2019 No. 269  | <a href="https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/269/contents">https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/269/contents</a>             |
| 2019年知的財産権（権利の消尽）（EU離脱）規則          | 2019 No. 265  | <a href="https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/265/contents/made">https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/265/contents/made</a>   |

出所：英国国立公文書館ウェブサイト（[www.legislation.gov.uk](http://www.legislation.gov.uk)）から作成。

## (2) 移行期間終了後の知的財産権の変更点と留意点

英国知的財産庁（UKIPO）は2020年10月28日に、移行期間終了後の知的財産権の変更点に関する概要を公表した（2021年1月15日更新）<sup>11</sup>。同資料は、知的財産権の利用者向けに、英国の知的財産制度とUKIPOが移行期間終了後にどう運用されるかについて、その要点をまとめたものである。以下、この概要の情報を中心に、英国のEU離脱による知的財産制度の変更点について示す。

### ①商標（EU商標）

2021年1月1日以降、EU商標（EUTM）の保護は、英国には及ばなくなったが、離脱協定第54条の規定に基づいて、移行期間終了時にEU商標にはそれと同等の英国商標権が付与された。UKIPOは、2021年1月1日にすべての登録済みのEU商標について、同等の英国商標を付与している。この英国商標の権利は以下の通りである：

<sup>8</sup> <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo6/12-13-14/88/contents>

<sup>9</sup> <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/26/contents>

<sup>10</sup> <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/contents>

<sup>11</sup> <https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-after-1-january-2021>

- ・英国商標登録簿<sup>12</sup>に記録される
- ・英国法の下で出願し登録した場合と同じ法的地位を有する
- ・元の EU 商標の出願日を維持する
- ・元の優先権や英国のシニオリティの日付を維持する。
- ・完全に独立した英国の商標となり、元の EU 商標とは別に取消・無効の対象となるほか、譲渡、ライセンス供与または更新が可能となる。

なお、上記のために新規出願をする必要はなく、出願料もかからないため、手続き等の手間は最小限に抑えられる。英国の登録証の発行はしないが、政府のウェブサイトでは商標の詳細にアクセスでき、そのスクリーンショットを権利の証明として利用できる。

EU 商標に出願した事業者、組織または個人で、移行期間終了時点で EU 商標の登録が完了していない場合は、同等の保護を得るために、移行期間終了後 9 カ月以内（2021 年 9 月 30 日が期限）に英国で出願することができる（離脱協定第 59 条）。その場合には、出願料<sup>13</sup>が発生し、その出願は英国における登録要件の審査の対象となる。出願用の電子または紙媒体の書式フォームには修正が加えられ、新たなセクションで元の EU 商標の出願日を主張できるようになる。更新やオプトアウト手続き、番号付与の方法等に関しては、UKIPO がその詳細についてガイダンス<sup>14</sup>を公表している。

同ガイダンスによれば、EU 商標の英国商標への置き換えに当たっては、既存の EU 商標番号が、表 2 のように下 8 桁の番号の前に UK009 を追加する形式に変更される。また、英国商標を希望しない場合（オプトアウト）には、UKIPO に通知する必要がある。オプトアウトの申請は、2021 年 1 月 1 日以降に可能となっている。EU 商標と同等の英国商標が付与されるとそれ以降、英国（UKIPO）と EU（EUIPO）に対してそれぞれ更新料を支払うことになる。更新日は、既存の EU 商標の更新期限がそのまま引き継がれる<sup>15</sup>。

登録された EU 商標が、取消・無効または放棄された場合や期限切れとなった場合、EU 商標への出願が拒絶または取り下げられた場合、これらは英国の商標として変更（Conversion）することができる可能性がある。変更には、EU の権利がその有効性を失ってから 3 カ月以内に EUIPO に変更の申請をするといった各条件を満たす必要がある。変更が成立すると、英国での商標権には、元の EU の権利のシニオリティと優先権の日付が維持される。英国への変更申請は、2020 年 12 月 31 日までに EUIPO に提出しなければならず、2021 年 1 月 1 日以降、EUIPO は申請を受け付けられないため注意が必要である。

<sup>12</sup> <https://www.gov.uk/search-for-trademark>

<sup>13</sup> 通常の出願料は、電子出願 170 ポンド、書類出願 200 ポンド（1 区分を含む）で、2 区分目以降は 1 区分当たり 50 ポンドとなる。

<sup>14</sup> EU Trade mark protection and comparable UK trade marks from 1 January 2021 (2020 年 12 月 3 日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/eu-trademark-protection-and-comparable-uk-trademarks>

<sup>15</sup> 更新期限が 2021 年以降 6 カ月以内の場合は、UKIPO からの更新通知の発行が間に合わないため、交信通知は権利の失効日に送付され、その日から 6 カ月間は更新の猶予が認められる。

表 2：EU 商標番号の英国商標への置き換え例

| 既存の EU 商標番号 | 同等の英国商標番号     |
|-------------|---------------|
| 000000977   | UK00900000977 |
| 000025197   | UK00900025197 |
| 000340513   | UK00900340513 |
| 017867542   | UK00917867542 |

出所：英国政府 EU trade mark protection and comparable UK trade marks from 1 January 2021

<https://www.gov.uk/guidance/eu-trademark-protection-and-comparable-uk-trademarks>

## ②意匠（登録共同体意匠）

移行期間の終了に伴い、EUIPO の登録共同体意匠（RCD）の保護は、英国には及ばなくなるが、前述の商標の場合と同様に、移行期間終了時に、離脱協定 54 条に基づいて英国の再登録意匠が作成された。UKIPO は、2021 年 1 月 1 日にすべての登録共同体意匠（RCD）に対して、英国の再登録意匠を付与している。この権利は以下の通りである：

- ・英国意匠登録簿<sup>16</sup>に登録される
- ・英国法の下で出願し登録した場合と同じ法的地位を有する
- ・元の登録された共同体意匠（RCD）の出願日を維持する
- ・元の優先権の日付を維持する
- ・完全に独立した英国の意匠となり、元の登録された共同体意匠（RCD）とは別に無効の対象となるほか、譲渡、ライセンス供与または更新が可能となる

なお、上記の権利のために新規出願をする必要はなく、出願料もかからないため、手続きの手間は最小限に抑えられる。英国の登録証の発行はしないが、政府のウェブサイト経由で意匠の詳細にアクセスできる。権利の証明には、そのスクリーンショットを利用する。

登録共同体意匠（RCD）に出願した事業者、組織または個人で、移行期間終了時点で意匠の登録が完了していない場合は、同等の保護を得るために、移行期間終了後 9 カ月以内（2021 年 9 月 30 日が期限）に英国で出願することができる（離脱協定第 59 条）。その場合には、出願料が発生し、その出願は英国法下で審査の対象となる。出願用の電子または紙媒体の書式フォームには修正が加えられ、新たなセクションで元の登録された共同体意匠（RCD）の出願日を主張できるようになる。更新やオプトアウト手続き、番号付与の方法等に関しては、UKIPO はその詳細についてガイダンスを公表している<sup>17</sup>。同ガイダンスによれば、再登録意匠への置き換えに当たっては、既存の RCD 番号が表 3 のようにその前に 9 を追加する形式に変更される。また、再登録意匠への置き換えの対象となる RCD は、70 万件程に及ぶとされるが、再登録意匠権を希望しない場合（オプトアウト）は、UKIPO に通知する必要がある。

<sup>16</sup> <https://www.gov.uk/search-registered-design>

<sup>17</sup> Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021 (2020 年 12 月 3 日更新)  
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-eu-and-international-designs-and-trade-mark-protection-after-the-transition-period>

表 3：登録共同体意匠（RCD）番号の再登録英国意匠への置き換え例

| 既存の RCD 番号     | 再登録意匠番号        |
|----------------|----------------|
| 004048098-0004 | 90040480980004 |
| 000000021-0001 | 90000000210001 |

出所：英国政府 Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-eu-and-international-designs-and-trade-mark-protection-after-the-transition-period>

### ③非登録共同体意匠

移行期間終了後、非登録共同体意匠（UCD）の保護は、英国には及ばなくなった。移行期間終了前に発生した同意匠については、権利の保護期間 3 年間のうちの残りの期間について、英国でも継続非登録意匠として、引き続きその権利が保護される（離脱協定第 57 条）。2021 年 1 月 1 日以降は、新たに英国の法制度下で「補充的非登録意匠（SUD: Supplementary Unregistered Design）」が利用できるようになった。この補充的非登録意匠（SUD）は、EU の UCD で付与される保護と類似の保護を提供するが、その保護範囲は英国のみとなる。SUD は、二次元・三次元の両方の意匠を保護する<sup>18</sup>。

SUD は、英国での最初の開示（公衆に利用可能となった日）によって成立するが、EU での最初の開示では SUD の権利は成立しないため、英国の非登録意匠権を成立させる際に、国外で最初の開示が行われたことになり、意匠の新規性を喪失させてしまう可能性がある。該当事業者は、最重要市場での適切な保護を喪失させないように、製品の最初の公開の場所を慎重に検討する必要がある。詳細情報は UKIPO のガイダンス<sup>19</sup>で確認できる。

これまで、英国の意匠権は、EU 在住の個人または EU 加盟国の法律に基づいて設立された事業者で、最初の意匠開示が EU 加盟国内で行われた場合に認められたため、英国意匠の付与には英国内に限らず、EU 域内での意匠開示で十分であったが、2021 年 1 月 1 日以降は、新たな SUD との整合性を図るため、その資格は、英国（および適格国）に在住する個人または英国（および適格国）の法律に基づいて設立された事業者が最初の意匠開示を英国（および適格国）で行った場合に制限される。

### ④国際商標と国際意匠

EU を指定した国際商標および国際意匠登録<sup>20</sup>は、離脱協定の第 56 条に基づいて、移行期間終了後も引き続き英国で保護されている。UKIPO は、2021 年 1 月 1 日に移行期間終了時点で保護されている EU を指定する国際商標と国際意匠に対し、同等の英国商標と再登録意

<sup>18</sup> Changes to unregistered designs from 1 January 2021 (2020 年 1 月 30 日)  
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-unregistered-designs-after-the-transition-period>

<sup>19</sup> Changes to unregistered designs from 1 January 2021 (2020 年 1 月 30 日)  
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-unregistered-designs-after-the-transition-period>

<sup>20</sup> 商標の国際登録に関するマドリッド制度、意匠の国際委託に関するハーグ制度を通じて、世界知的所有権機関（WIPO: World Intellectual Property Organization）にて領域に EU を指定した国際登録をしている場合。

匠が付与された。

移行期間終了時点で EU を指定する国際商標または意匠が出願中で、まだ保護が得られていない場合は、出願者は、移行期間終了後 9 カ月以内（2021 年 9 月 30 日が期限）に該当する商標または意匠を英国商標または意匠として UKIPO に出願することができる。その場合は、英国の出願料を支払う必要があり、その出願は英国の審査の対象となる。更新やオプトアウト手続き、番号付与の方法等に関しては、UKIPO がその詳細についてガイダンスを公表している<sup>21</sup>。英国商標と再登録意匠権を希望しない場合（オプトアウト）は、UKIPO に通知する必要がある。

なお、再登録国際意匠は、英国のシステム更新に遅れにより、移行期間終了後、英国登録簿の表示や閲覧、検索が一時的に利用できなくなっている。しかしながら、再登録意匠は移行期間終了時点から法的効力を持つため、これらの権利保有者が不利益を被ることはない。準備が整い次第、英国登録簿で閲覧や検索ができるようになる。UKIPO はこれらの権利が閲覧・検索可能になった時点で、政府ウェブサイト（Gov. uk）上にて利用者に更新情報を提供する。

## ⑤特許

欧州 30 カ国以上で特許を保護する欧州特許は、欧州特許条約（EPC : European Patent Convention）<sup>22</sup>に基づいて、UKIPO 経由または欧州特許庁（EPO）経由で出願できる。EPO は EU の機関ではないため、英国の EU 離脱は現行の欧州特許制度には影響を及ぼさない。また、英国をカバーする既存の欧州特許にも影響はない。英国を拠点とする欧州特許弁理士は、引き続き EPO への出願を代理できる。これに関しては、EU 離脱前の 2020 年 1 月 29 日に、EPO が英国の EU 離脱の影響に関する文書を公表している<sup>23</sup>。

---

<sup>21</sup> Changes to international trade mark registrations after 1 January 2021 (2021 年 1 月 21 日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-international-trade-mark-registrations-after-the-transition-period>

International EU protected designs after 1 January 2021 (2019 年 10 月 18 日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/international-eu-protected-designs-after-brexit#creation-of-the-re-registered-international-design>

<sup>22</sup> [http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/158C4E1A5C4BD54EC125859700523F0A/\\$File/EPC\\_16th\\_edition\\_2016\\_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/158C4E1A5C4BD54EC125859700523F0A/$File/EPC_16th_edition_2016_en.pdf)

<sup>23</sup> <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20200129.html>

## ⑥特許制度における補充的保護証明書（SPC）

補充的保護証明書（SPC：Supplementary Protection Certificates）<sup>24</sup>は、EU レベルではなく各国レベルで与えられる権利であるため、移行期間終了後も既存の SPC の保護は英国で継続されている。移行期間終了前に申請が行われ、終了時に英国で継続中の SPC の申請については、現行の EU 規則の枠組み内で審査する（離脱協定第 60 条）。これらの申請を基に付与された SPC は、既存の SPC と同等の保護を受ける。SPC の申請は、2021 年 1 月 1 日以降も引き続き UKIPO を通じて行われる。

## ⑦英国と EEA 間の並行取引（知的財産権の消尽）

現在、権利保有者の同意の下で英国市場に上市される製品の知的財産権は、欧州経済領域<sup>25</sup>（EEA：European Economic Area）では消尽したとはみなされない可能性がある。すなわち、英国で上市された知的財産権で保護された製品を EEA に並行輸出するには、権利保有者からの同意を得ることが必要になる可能性がある。一方、移行期間後に権利保有者の同意の下で EEA に上市された製品は、英国では引き続き消尽したとみなされ、EEA から英国への並行輸入は移行期間終了前と後では変化はない。

英国の EU 離脱により、英国政府は、英国への並行輸入の管理に関する独自の規制を導入する権限を得た。政府は、英国での知的財産権消尽について 2021 年早期に公式な意見募集を公示予定で、この意見募集を経て、英国にとって最適な知的財産権の消尽の制度とは何かを判断し、英国の現行制度に変更が必要な場合、いつの時点でどのような変更を実施するかを見極める予定である。

知的財産権で保護された製品を EEA に並行輸出する事業者が取るべき対応としては、まず、現在、英国で上市されている知的財産権で保護された製品を EEA に合法的に輸出しており、それに対して権利保有者の同意は求められていないかどうかを確認することが挙げられる。移行期間終了前は、輸出の際に権利保有者の許可を得る必要はなかったかもしれないが、2021 年 1 月 1 日以降に EEA への並行輸出を継続するには、権利保有者と連絡を取り、許可を得る必要が生じる可能性があるため、注意が必要である。知的財産権の権利保有者が EEA への並行輸出の許可を与えないことも考えられ、知的財産権保有者との交渉結果次第では、事前にビジネスの取り決めやビジネスモデル、サプライチェーンを見直す必要が生じるかもしれない。

一方、知的財産権（商標、特許、意匠、著作権）の保有者は、自らの知的財産権の保護下

---

<sup>24</sup> SPC は、医薬品と農薬に対して、特許権の保護期間を延長する制度。医薬品と農薬は、規制当局から販売認可を取得するまで検査等に長い時間がかかるため、その特許保護期間の不足分を埋め合わせるために保護期間を延長できる。原則、最大 5 年間の特許権の延長が認められる。  
[https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/supplementary-protection-certificates\\_en](https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/patents/supplementary-protection-certificates_en)

<sup>25</sup> EU とノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン。

にある製品が英国から EEA に並行輸出されている場合、2021 年 1 月 1 日以降、英国から EEA への並行輸出を許可するかどうか検討する必要がある。法的アドバイスが必要になることも考えられる。上記に関しては、UKIPO が取引事業者と権利保有者向けにガイダンスを公表している<sup>26</sup>。

## ⑧著作権

英国は、著作権に関する国際条約に継続して加盟しているため、英国の著作権作品（書籍、映画、音楽）の大半は、EU と英国の両方で継続して保護される。同じ理由から、EU の著作権も継続して英国で保護される。これは、2021 年 1 月 1 日以前と以降のどちらにも適用となる。ただ、EU 加盟国のみ認められている国境を超える著作権に関する各種取り決めは、移行期間終了と同時に適用されなくなった。これには、オンライン・コンテンツ・サービスの越境ポータビリティ<sup>27</sup>、衛星放送の著作権処理<sup>28</sup>、EEA が範囲となっていたデータベース権の保護<sup>29</sup>や権利者不明著作物の例外<sup>30</sup>等が含まれる。著作権の 2021 年 1 月 1 日以降の変更に關し、UKIPO はガイダンスを公表している<sup>31</sup>。

## ⑨地理的表示 (GI)

地理的表示 (GI : Geographical Indications) は、特定の地理的な原産地を持つ製品に用いられる知的財産権である。スコッチウイスキーやスティルトンチーズなど、その原産地によって高い品質や評判を享受するものがこれに該当する。農産品と食品の地理的表示は、英国では環境・食糧・農村地域省 (Defra : Department for Environment, Food and Rural Affairs) の管轄であり、同省は、2021 年 1 月 1 日以降に発効する英国の新 GI スキームを

<sup>26</sup> Exhaustion of IP Rights and parallel trade from 1 January 2021 (2020 年 1 月 30 日)  
<https://www.gov.uk/guidance/exhaustion-of-ip-rights-and-parallel-trade-after-the-transition-period>

<sup>27</sup> EU 域内の居住者が、居住国で契約した有料のオンライン・コンテンツ・サービス（映画やスポーツ放映、ビデオゲームなど）を、他の加盟国での一時滞在中にも利用できるようにする規則で、2018 年 4 月 1 日から適用となった（規則 2017/1128）。  
<https://www.gov.uk/guidance/cross-border-portability-of-online-content-services-after-the-transition-period>

<sup>28</sup> 衛星およびケーブルに関する指令（指令 93/83/EEC）に基づき、EEA 域内の国から域内の他国へ映画などの著作権作品について国境を越えて衛星放映する際には、送信元の国の著作権保有者からの許可のみが必要となる。  
<https://www.gov.uk/guidance/copyright-clearance-for-satellite-broadcasting-after-the-transition-period>

<sup>29</sup> データベース指令（指令 96/9/EC）に基づいて、要件を満たすデータベースは、EEA 加盟国全体で、データベースの内容を保護するデータベース権を享受できる。  
<https://www.gov.uk/guidance/sui-generis-database-rights-after-the-transition-period>

<sup>30</sup> EU の権利者不明著作物指令（指令 2012/28/EU）に基づいて、EEA 域内の図書館や博物館等は、権利者不明の著作物を EEA 域内でオンライン公開する際、権利保有者の許可が必要にならない。  
<https://www.gov.uk/guidance/orphan-works-and-cultural-heritage-institutions-copyright-after-the-transition-period>

<sup>31</sup> Changes to copyright law from 1 January 2021 (2021 年 1 月 4 日更新)  
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-copyright-law-after-the-transition-period>

含むガイダンスを2020年10月に発表した(2021年1月4日更新)<sup>32</sup>。さらに、UKIPOは、英国の新しい地理的表示(GI)スキームがより広義の知的財産の枠組みとの互換性を持つようDefraと協力しており、この分野のガイダンスが2020年12月に公表された<sup>33</sup>。

Defraのガイダンスによると、UK GIスキームは、登録された製品名称をグレートブリテンで販売する際に保護し、EU GIスキームは北アイルランドとEUで販売する際に保護する。2020年12月31日時点でEUのGIスキームで登録済みの製品はすべて、2021年1月1日以降もUK GIスキームとEU GIスキームの両方でその保護が継続される。UK GIスキームに登録済みのすべての製品名称とワインの慣用名称については、合計6つの登録簿で管理されており、政府のウェブサイトですべて検索が可能である<sup>34</sup>。UK GIスキームの登録簿に新たに製品名称の保護を登録するには、製品の種類別に計4つあるUK GIスキームに申請する。その際、グレートブリテンの生産者は、EU GIスキームに申請するより前に、UK GIスキームに申請する必要がある。また、UK GIスキームで登録されたGI製品をグレートブリテンで販売する場合、新規に導入されるロゴ(3種類)の表示義務がある。移行期間終了前に登録したGI製品の場合、表示義務には2024年1月1日まで猶予が与えられる。ワインとスピリッツに対しては、UK GIロゴの表示は任意となる。

#### ⑩英国での知的財産権保護にかかる国境措置

移行期間終了後は、英国での企業の知的財産保護のための国境措置の方法が以下のように変更され、英国のすべての保護は、EUでは適用されなくなり、英国国境内に限定される。英国歳入関税庁(HMRC: HM Revenue and Customs)は、これに関し、2020年12月にガイダンスを公表している<sup>35</sup>。

- EUと英国の両方において知的財産権の(侵害に対する)保護を望む場合、EUと英国に別々に措置申請書(AFA: Application for Action)を提出する必要がある。
- EUの加盟国での知的財産保護を求めて英国で申請書(AFA)を提出した企業は、対象とする1つあるいは複数の加盟国で知的財産権保護に関し、EUのガイダンスを確認し、それに従った対応をする必要がある<sup>36</sup>。
- 移行期間終了前に、英国での知的財産権保護を求めて他のEU加盟国で申請した企業は、英国国境での知的財産権保護を継続するためには、英国で新たに措置申請書(AFA)を提出し直す必要がある。

<sup>32</sup> Protecting food and drink names from 1 January 2021 (2021年1月4日)

<https://www.gov.uk/guidance/protecting-food-and-drink-names-from-1-january-2021>

<sup>33</sup> Trade marks and geographical indications after 1 January 2021 (2020年12月17日)

<https://www.gov.uk/guidance/trade-marks-and-geographical-indications-after-1-january-2021>

<sup>34</sup> <https://www.gov.uk/protected-food-drink-names>

<sup>35</sup> Apply for action to protect your intellectual property rights (2020年12月18日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-action-to-protect-your-intellectual-property-rights>

<sup>36</sup> [https://europa.eu/youreurope/business/running-business/intellectual-property/infringement/index\\_en.htm](https://europa.eu/youreurope/business/running-business/intellectual-property/infringement/index_en.htm)

- ・ HMRC は、英国国境で知的財産権を保護するための新たな申請プロセスを導入した。企業は、政府のウェブサイトですぐ入手可能な新しい申請書式に記入して提出する必要がある<sup>37</sup>。
- ・ 英国で申請が行われ、HMRC の承認を受けた場合について、英国政府は同国での知的財産権保護の既存申請を移行期間終了後も認知する。これらの申請は、移行期間終了時点で英国登録簿に保存される。企業は、措置申請（AFA）の有効期限までは英国における権利行使を求めることができ、移行期間終了後に英国の申請書（AFA）を再提出する必要はない。

## ⑪その他の変更点と留意点

### ・ 意匠・商標に関する代理人の利用と代理のための住所要件

2021年1月1日以降、英国の代理人は、EU 知的財産庁（EUIPO）での新規出願または新規手続きにおいて依頼人を代理することができなくなった。英国の権利保有者が、EUIPO への新規出願および手続きの際に代理人を立てる場合、EEA の代理人を指名する必要がある。ただし、離脱協定により、移行期間終了時点で進行中の手続きに限っては、英国の法的代理人は、EUIPO に対して依頼人の代理を継続することができる（離脱協定 97 条）。移行期間終了後、UKIPO は、EUIPO の職業代理人名簿に掲載される法的代理人の認定をしなくなり、EUIPO は英国の認定に基づく代理人をこの名簿に追加しなくなる。

### ・ 英国の送達宛先（AfS : Address for Service）

2020年初頭に実施された意見募集<sup>38</sup>の結果とそれに対する政府の回答を踏まえ、UKIPO は2020年11月23日、英国の知的財産権の送達宛先<sup>39</sup>に関するガイダンスを公表した（2021年1月15日更新）<sup>40</sup>。意見募集は、IPO との郵便のやり取りに利用する送達宛先から EEA を除外することに関して実施された。2021年1月1日以降は、新規出願または新規手続きの際、英国国内（マン島を含む）、ジブラルタル、チャンネル諸島の送達宛先のみが認められている。この変更は、すべての登録を要する知的財産権（特許、商標、意匠）に適用される<sup>41</sup>。

<sup>37</sup> <https://www.gov.uk/guidance/apply-for-action-to-protect-your-intellectual-property-rights#before-you-apply>

<sup>38</sup> <https://www.gov.uk/government/consultations/address-for-service-rules-changes-call-for-views>

<sup>39</sup> 送達宛先とは、UKIPO とのやりとりや知財関連の手続の目的で使用する宛先を指し、出願の際、登録が求められる。出願者自身のものでも、弁理士などの代理人のものでも可能。

<sup>40</sup> Address for service for intellectual property rights from 1 January 2021（2021年1月15日更新）  
<https://www.gov.uk/guidance/address-for-service-for-intellectual-property-rights-from-1-january-2021>

<sup>41</sup> 2021年1月の調査時点で、まだ法律の制定は完了していない。

・ eu ドメイン

.eu のドメインは、EEA 内に設立された企業・組織と EEA 内に居住する個人、EEA 市民（居住地は関係ない）のみ使用可能なため、移行期間終了後、英国拠点の企業や英国在住の個人（EEA 市民でない場合）は新規登録または更新ができなくなった<sup>42</sup>。

**(3) 日英包括的経済連携協定に基づく日英間の知的財産権分野の取り決め**

英国の EU 離脱を受けて、日英両政府は 2020 年 10 月 23 日、日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）に代わる新たな経済連携協定「日英包括的経済連携協定（Japan-UK Comprehensive Economic Partnership Agreement）」に署名した。同協定では、その第 14 章に知的財産権に関する規定が盛り込まれ、2019 年 2 月 1 日発効の日 EU・EPA よりもさらに高いレベルの規定が導入されることとなった。日 EU・EPA との主な相違点を表 4 に示す<sup>43</sup>。

**表 4：日英包括的経済連携協定の知的財産権分野の取り決め（日 EU・EPA との相違点）**

| 分野          | 相違点  |
|-------------|--|
| 手続きの簡素化・透明化 | ① 1 つの願書によって 2 つ以上の意匠の登録出願を認める複数意匠一括出願制度を導入する義務について新たに規定した。<br>② 両国が締結済みの国際協定に定める義務について、日 EU・EPA が規定する国際協定に加え、特許法条約、商標法条約、商標法に関するシンガポール条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定についても履行することを約束した。               |
| 知的財産保護の強化   | ① 悪意の商標出願を排除する権限を当局に与えること、また、他者の外国周知商標と同一または類似の商標出願も、悪意の出願と判断された場合に拒絶・取消されることを新たに規定した。<br>② 日 EU・EPA に規定される特許・意匠の排他的権利に加え、特許の排他的権利に「輸出」、意匠の排他的権利に「販売の申出」が含まれることを規定した。また、意匠権の存続期限が、日 EU・EPA では「少なくとも 20 年」となっていたところ、「出願日から 25 年の期間が満了する前に終了しない」ことを規定した。 |
| エンフォースメント強化 | ① 販売時にノーブランド商品に、商標を付した模倣ラベル等を貼付することでブランド商品の模倣品とするなどの目的でのラベル等の使用や輸入を刑事上の制裁の対象とすることを新たに規定した。<br>② ウェブサイト上での著作権侵害や電子商取引プラットフォームやソーシャルメディアを通じた商標権の侵害を、民事上および刑事上の権利行使手続きの対象とすることを新たに規定した。   |

出所：特許庁、日英包括的経済連携協定における産業財産権分野の概要よりまとめ  
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/uk.html>

<sup>42</sup> <https://www.gov.uk/guidance/eu-domain-names-what-you-need-to-do-before-the-end-of-the-transition-period>

<sup>43</sup> <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/uk.html>

### 3. その他参考情報

#### <英国政府>

- UKIPO による 2021 年 1 月 1 日以降の知的財産権に関する概要情報  
Intellectual property after 1 January 2021 (2021 年 1 月 15 日更新)  
<https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-after-1-january-2021>
- 2020 年 1 月 1 日以降の EU 商標と同等の英国商標に関するガイダンス  
EU Trade mark protection and comparable UK trade marks from 1 January 2021 (2020 年 12 月 3 日更新)  
<https://www.gov.uk/guidance/eu-trademark-protection-and-comparable-uk-trademarks>
- 2021 年 1 月 1 日以降の EU と国際意匠および商標の変更点に関するガイダンス  
Changes to EU and international designs and trade mark protection from 1 January 2021 (2020 年 12 月 3 日更新)  
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-eu-and-international-designs-and-trade-mark-protection-after-the-transition-period>
- 2021 年 1 月 1 日以降の EU と国際意匠：権利保有者の法的問題に関するガイダンス  
EU and international designs after 1 January 2021: legal issues for right holders (2019 年 10 月 18 日更新)  
<https://www.gov.uk/guidance/eu-and-international-designs-and-brexit-legal-issues-for-right-holders>
- 2021 年 1 月 1 日以降の非登録意匠の変更点に関するガイダンス  
Changes to unregistered designs from 1 January 2021 (2020 年 1 月 30 日)  
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-unregistered-designs-after-the-transition-period>
- 2021 年 1 月 1 日以降の国際商標登録の変更点に関するガイダンス  
Changes to international trade mark registrations after 1 January 2021 (2021 年 1 月 21 日更新)  
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-international-trade-mark-registrations-after-the-transition-period>
- EU を指定する意匠の国際登録に関するガイダンス  
International EU protected designs after 1 January 2021 (2019 年 10 月 18 日更新)  
<https://www.gov.uk/guidance/international-eu-protected-designs-after-brexit#creation-of-the-re-registered-international-design>
- 2021 年 1 月 1 日以降の補足的保護証明書 (SPC) と特許法の変更点に関するガイダンス  
Changes to SPC and patent law from 1 January 2021 (2020 年 1 月 30 日)  
<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-spc-and-patent-law-after-the-transition-period>
- 2021 年 1 月 1 日以降の知的財産権の消尽と並行取引に関するガイダンス

Exhaustion of IP rights and parallel trade from 1 January 2021 (2020年1月30日)

<https://www.gov.uk/guidance/exhaustion-of-ip-rights-and-parallel-trade-after-the-transition-period>

- 2021年1月1日以降の著作権の変更に関するガイダンス

Changes to copyright law (2021年1月31日)

<https://www.gov.uk/guidance/changes-to-copyright-law>

- 2021年1月1日以降の食品と飲料の名称保護に関するガイダンス

Protecting food and drink names from 1 January 2021 (2021年1月4日更新)

<https://www.gov.uk/guidance/protecting-food-and-drink-names-from-1-january-2021>

「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 知的財産権」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載